３台環環第４０７号
令和３年７月１日
最終改正　令和７年７月１日

花とみどりのコンテスト表彰要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、人々にやすらぎや潤い等をもたらす花とみどりの保全、活用又は創出への積極的な取組みのあったものを、花とみどりのコンテストとして表彰し、もってその一層の継続と発展を図ることを目的とする。

（定　義）

第２条　この要綱における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　区民　台東区の住民基本台帳に記録されている者

（２）　団体　活動の本拠が区内であり、かつ、構成員に区民が含まれているもの又はその集合体

（３）　企業　活動の本拠が区内であり、かつ、事業を行っているもの等

（４）　花とみどりのコンテスト　次条に掲げる、みどりのカーテンコンテスト、地先園芸コンテスト、室内園芸コンテストの総称

（表彰の対象）

第３条　表彰の対象は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げるものとする。

（１）　みどりのカーテンコンテスト　みどりのカーテンを設置し、その結果を区に報告した区民、団体又は企業

（２）　地先園芸コンテスト　地先園芸を行い、その結果を区に報告した区民、団体又は企業

（３）　室内園芸コンテスト　室内園芸を行い、その結果を区に報告した区民、団体又は企業

（表彰基準）

第４条　表彰基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）　みどりのカーテンコンテスト　前条第１号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化であると認められるもの

（２）　地先園芸コンテスト　前条第２号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化であると認められるもの

（３）　室内園芸コンテスト　前条第３号の報告が、他の模範となるような優秀な緑化であると認められるもの

（選　考）

第５条　被表彰候補者の選考は、東京都台東区みどりの条例（平成４年１０月台東区条例第３９号）第２３条により設置される東京都台東区花とみどりの審議会（以下「審議会」という。）への諮問により行う。

（選考の対象）

第６条　審議会は、第３条第１号、第２号又は第３号に該当し、かつ、次に掲げる各号のいずれかを満たすものを選考するものとする。

（１）　新しい花とみどりを育成するために尽力したと認められるもの

（２）　都市部における花とみどりの育成活動として、他の範となるもの

（３）　独創的なアイデアにより、優れた花とみどりを育てたもの

（４）　良好な都市環境のための優れた景観の形成に資するもの

（選考数・表彰基準）

第７条　被表彰者の選考数及び表彰基準は、別表のとおりとする。

（表彰の決定等）

第８条　東京都台東区長（以下「区長」という。）は、選考の結果に基づき、被表彰者を決定する。

２　区長は、前項の被表彰者を表彰するとともに、その事績を公表する。

（表彰の取消し）

第９条　被表彰者決定後において、表彰の趣旨に反すると認められるときは、区長は当該表彰を取り消すことができる。

（庶　務）

第１０条　この要綱に関する庶務は、環境清掃部環境課において処理する。

付　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和７年７月１日から施工する。

別表（第７条関係）

表彰内容	選考数	表彰基準
最優秀賞	１人又は１の企業若しくは団体	最も優れたもの
優秀賞	３以内の個人、企業又は団体	最優秀賞受賞者を除くもの
努力賞	５以内の個人、企業又は団体	第６条各号のいずれかを満たす者のうち、最優秀賞受賞者・優秀賞受賞者を除くもの